

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月22日京都市条例第19号）（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を条例で定めなければならぬこととなったことに伴い、当該要件を定めることとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第19号

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 幼稚園型認定こども園等の認定の要件（第3条～第16条）

第3章 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準（第17条～第21条）

附則

第1章 総則

第1条中「という。」の右に「第3条第1項及び第3項並びに」を、「基づき、」の右に「幼稚園型認定こども園等の認定の要件並びに」を加える。

第2条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「用語は」の右に「、次項に定めるものほか」を加え、同条に次の1項を加える。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園等 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園をいう。

(2) 幼稚園型認定こども園 次に掲げる施設をいう。

ア 法第3条第1項の規定による認定を受けた幼稚園

イ 法第3条第3項の規定による認定を受けた同項に規定する連携施設

- (3) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の規定による認定を受けた保育所をいう。
- (4) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の規定による認定を受けた保育機能施設をいう。

第7条中「第3条」を「第17条」に改め、同条を第21条とする。

第6条本文中「別表」を「別表第6」に改め、同条を第20条とする。

第5条中「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を「耐震改修促進法」に改め、同条を第19条とする。

第4条第1項中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する」を削り、同条第2項中「京都市暴力団排除条例」を「暴排条例」に改め、同条を第18条とする。

第3条中「以下」の右に「この章、附則及び別表第6において」を加え、同条を第17条とする。

第2条の次に次の1章及び章名を加える。

第2章 幼稚園型認定こども園等の認定の要件等

(認定の要件)

第3条 法第3条第1項の規定に基づき条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設（以下「認定対象施設」という。）が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後において、当該幼稚園に在籍している子どものうち、保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- (2) 認定対象施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該認定対象施設が保育所である場合にあっては、本市における児童福祉法第24条第4項の規定による保育の需要の状況に照らして適當と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- (3) 子育て支援事業のうち、認定対象施設の所在する地域における教育及び保育の需要に照らして当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請

に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 次条から第16条までに規定する基準に適合すること。

2 法第3条第3項の規定に基づき条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 法第3条第3項の認定を受けようとする同項に規定する連携施設（以下「認定対象連携施設」という。）を構成する保育機能施設であって、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定対象連携施設を構成する幼稚園と緊密に連携し、及び協力するために必要な体制が整備されている施設

イ 認定対象連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを、引き続き当該認定対象連携施設を構成する幼稚園に入園させ一貫した教育及び保育を行う施設

(2) 子育て支援事業のうち、認定対象連携施設の所在する地域における教育及び保育の需要に照らして当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 次条から第16条までに規定する基準に適合すること。

(職員の配置)

第4条 幼稚園型認定こども園等には、園長を置かなければならない。

2 幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、これに通う子ども（以下この項及び別表第1において「園児」という。）の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、その保育）に直接従事する職員の数は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる員数（同表1の項及び2の項に掲げる員数を合計した数がこれらの項に掲げる園児に係る学級数を下回るときは、同表3の項及び4の項に掲げる員数並びに当該学級数）を合計した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

3 保育所型認定こども園において、これに通う子ども（以下この項及び別表第2において「園児」という。）の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、その保育）に直接従事する職員の数は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる員数（同表1の項から5の項までに掲げる員数を合計した数がこれらの項に掲げる園児に係る学級数を下回るときは、同表6の項から8の項までに掲げる員数及び当該学級

数) を合計した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

- 4 幼稚園型認定こども園等において、これに通う子ども（以下この章において「園児」という。）であって満3歳以上のもののうち、1日に8時間程度の教育を受け、及び保育を利用するもの（以下「教育及び保育時間利用児」という。）並びに1日に4時間程度の教育を受けるものに共通する4時間程度の時間については、満3歳以上の園児で学級を編制し、各学級に当該学級を担任する職員（以下「学級担任」という。）を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級における園児の数は、35人以下とする。

（職員の資格）

第5条 園長は、幼稚園型認定こども園等における教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、その保育。以下この章において同じ。）の提供並びに園児の保護者に対する子育ての支援を総合的に行う機能を発揮させるよう、幼稚園型認定こども園等の管理及び運営を行う能力を有するものでなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下この章において「教育保育職員」という。）のうち、満3歳未満の園児の保育に従事するものは、児童福祉法第18条の18第1項に規定する登録（以下「登録」という。）を受けた者（以下「保育士登録者」という。）でなければならない。
- 3 教育保育職員のうち、満3歳以上の園児の教育及び保育に従事するものは、次のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 幼稚園教諭の免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状又は同条第4項に規定する臨時免許状をいう。以下同じ。）を有する者で、かつ、保育士登録者であるもの
 - (2) 幼稚園教諭の免許状を有する者又は保育士登録者であって、それぞれ保育士の登録を受けること又は幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力を行っていると認められるもの
- 4 前項の規定にかかわらず、満3歳以上の園児のうち、教育及び保育時間利用児の保育に従事する者は、保育士登録者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、教育及び保育時間利

用児の保育に従事する者を保育士登録者とすることが困難であるときは、幼稚園教諭の免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適當と認められるものを、その者が保育士の登録を受けることに向かた努力を行っていると認められる場合に限り、教育及び保育時間利用児の保育に従事する者とすることができます。

- 5 第3項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭の免許状を有する者でなければならぬ。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて、学級担任を幼稚園教諭の免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士登録者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して適當と認められるものを、その者が幼稚園教諭の免許状の取得に向かた努力を行っていると認められる場合に限り、学級担任とすることができます。

(施設及び設備の設置)

第6条 幼稚園型認定こども園（第2条第2項第2号イに該当する施設に限る。）は、その用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は敷地に隣接する場所になければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- (1) 園児に対し、教育及び保育を適切に提供できること。
(2) 園児の移動について安全が確保されていること。
- 2 幼稚園型認定こども園等には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 3 幼稚園型認定こども園等において満2歳未満の園児の保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。ただし、満2歳未満の園児のうち、ほふくするものの保育を行う場合には、ほふく室を設けなければならない。
- 4 屋外遊戯場は、幼稚園型認定こども園等の用に供される建物等と同一の敷地内又は敷地に隣接する場所に設けなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、当該保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の敷地の付近にある適当な場所が、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該場所を屋外遊戯場に代えることができる。
- (1) 園児が安全に利用することができる場所であること。
(2) 園児の利用に係る時間を日常的に確保することができる場所であること。
(3) 園児に対し、教育及び保育を適切に提供することができる場所であること。

(4) 次条第3項に規定する面積の基準を満たす場所であること。

5 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、調理室を設けないことができる。

(1) 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、次に掲げる要件を満たす場合であって、当該幼稚園型認定こども園等の園外で調理し、搬入する方法により行うとき。

ア 当該幼稚園型認定こども園等において、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼稚園型認定こども園等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

イ 衛生面、栄養面等について業務上必要な管理を行うために必要な体制が整備されるとともに、調理に係る業務を受託する者（以下「受託業者」という。）との契約においても当該体制が整備されることが確保されること。

ウ 当該幼稚園型認定こども園等若しくは他の保育所等がその施設に配置し、又は受託業者がその調理に係る業務に従事させる栄養士により当該幼稚園型認定こども園等において提供する食事の献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる体制が整備され、栄養士による必要な配慮がなされること。

エ 受託業者については、衛生面、栄養面等を考慮し、調理に係る業務を適切に遂行することができる能力を有する者とすること。

オ 園児の年齢及び発達の段階並びに健康の状態に応じて食事を提供し、アレルギー等に配慮し、必要な栄養素量を給与する等、園児の食事の内容、回数及び時機について適切に対応することができること。

カ 食を通じた園児の健全な育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針（以下「保育所保育指針」という。）における食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

(2) 幼稚園型認定こども園の園児に対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合であって、当該幼稚園型認定こども園において、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理のための設備を備えているとき。

(施設及び設備の面積及び構造)

第7条 幼稚園型認定こども園等の園舎の面積（満3歳未満の園児の保育を行う場合にあ

つては、満2歳以上満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室及び遊戯室の面積並びに満2歳未満の園児の保育の用に供する乳児室及びほふく室の面積を除く。) は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、児童福祉法第35条第4項の規定による認可の日から起算して1年以上の運営の実績を有する保育所(以下「既存保育所」という。)が保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、次項本文(満2歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、次項本文及び第4項)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

- 2 前条第2項に規定する保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室の面積については、学校教育法第4条第1項第3号の規定による認可の日から起算して1年以上の運営の実績を有する幼稚園(以下「既存幼稚園」という。)が幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、その園舎の面積が前項本文の基準を満たすときは、この限りでない。
- 3 前条第2項に規定する屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすものとしなければならない。ただし、既存保育所が保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合であって第1号の基準を満たすとき、又は既存幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合であって第2号の基準を満たすときは、それぞれ第2号又は第1号の基準を満たすことを要しない。
 - (1) 満2歳以上の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (2) 別表第4の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる面積に前号により算定した面積(満2歳以上満3歳未満の園児に係るものに限る。)を加えた面積以上であること。
- 4 前条第3項に規定する乳児室及びほふく室の面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積以上とする。
 - (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくするものの数を乗じて得た面積
- 5 保育室、遊戯室、乳児室又はほふく室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物にあっては第1号、第2号及び第7号に掲げる要件に、保育室等を3階以上に設け

る建物にあっては第2号から第9号までに掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
- (2) 保育室等が設けられている別表第5の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。
- (3) 別表第5の右欄に掲げる設備が、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 幼稚園型認定こども園等の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）の部分とそれ以外の部分とが、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁（以下「耐火構造の床等」という。）又は建築基準法施行令（以下「基準令」という。）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。
 - ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 前号の場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分（これに近接する部分を含む。）に防火上有効なダンパーが設けられていること。
- (6) 幼稚園型認定こども園等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (7) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止するための設備が設けられていること。
- (8) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報するための設備が設けられていること。
- (9) 幼稚園型認定こども園等のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（教育及び保育の内容）

第8条 幼稚園型認定こども園等は、教育及び保育の内容に関する計画を作成しなければ

ならない。

2 前項の計画は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して主務大臣が定める事項を踏まえたものであること。
- (2) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいたものであること。
- (3) 園児ごとに集団生活に係る経験の年数及び1日における生活のリズムが異なること等の事情に配慮したものであること。

(職員研修等)

第9条 幼稚園型認定こども園等は、職員の資質の向上を図るための研修（第12条に規定する研修を除く。）の機会を確保するとともに、そのための研修計画を作成しなければならない。

(子育て支援事業の実施)

第10条 幼稚園型認定こども園等は、次に掲げる事項に留意し、子育て支援事業を実施しなければならない。

- (1) 保護者の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。
- (2) 保護者が希望するときに利用することができる体制を整備すること。
- (3) 地域の子育てを支援するボランティア、特定非営利活動法人、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を生かしていくこと。

(管理及び運営)

第11条 幼稚園型認定こども園等は、園長が全ての職員の協力を得ながら、多様な機能を一体的に提供するための管理及び運営を行うものでなければならない。

- 2 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定められなければならない。
- 3 開園日数及び開園時間は、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められなければならない。
- 4 幼稚園型認定こども園等は、第6条第5項第1号に規定する場合を除き、園児に対し、当該幼稚園型認定こども園等において調理した食事を提供しなければならない。
- 5 幼稚園型認定こども園等は、保護者が幼稚園、保育所又は認定こども園並びに児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を利用しようとする場合において、その利用に係る施設又は事業所の選択に資する必要な情報について、自ら開示するよう努

めなければならない。

- 6 幼稚園型認定こども園等は、社会福祉法第14条第1項に規定する福祉事務所、児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所その他の関係機関等と密接に連携し、園児の教育及び保育並びに保護者の支援に努めなければならない。
- 7 幼稚園型認定こども園等は、園児の健康及び安全を確保するための職員相互間における連絡及び協力をを行うために必要な体制並びに事故等が発生した場合の補償を円滑に行うために必要な体制を整備しなければならない。
- 8 幼稚園型認定こども園等は、教育及び保育の質の向上を図るため、園児の視点に立った教育及び保育の質に係る点検又は評価を行うよう努めなければならない。
- 9 幼稚園型認定こども園等は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第12条 幼稚園型認定こども園等は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 幼稚園型認定こども園等の園長及び園児の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該園長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であってはならない。

- 2 幼稚園型認定こども園等は、その運営について、京都市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第14条 幼稚園型認定こども園等は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(非常災害対策)

第15条 幼稚園型認定こども園等は、消火器その他の消防設備、非常口その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常

災害に対する不断の注意を払い、及び非常災害に備えるために必要な訓練を実施しなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月1回以上、これを行わなければならぬ。

(衛生管理等)

第16条 幼稚園型認定こども園等は、園児の使用する設備、食器等を衛生的に管理し、及び飲用に供する水について衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 幼稚園型認定こども園等は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。
- 3 幼稚園型認定こども園等は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならぬ。

第3章 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準

附則第2項中「第6条」を「第20条」に改める。

附則第3項中「別表」を「別表第6」に改める。

附則第4項前段中「第6条ただし書」を「第20条ただし書」に改める。

附則第5項本文中「第6条」を「第20条」に改める。

附則第7項及び第8項中「第7条」を「第21条」に改める。

別表中「第6条関係」を「第20条関係」に改め、同表1の項中「子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する小学校就学前子ども（以下「」及び「」という。）」を削り、同表3の項中「子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する小学校就学前子ども（以下「」及び「」という。）」を削り、同表6の項中「子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する小学校就学前子ども（以下「」及び「」という。）」を削り、同表備考中「幼稚園の教諭」を「幼稚園教諭」に、「児童福祉法第18条の18第1項に規定する登録（以下「登録」という。）を受けた」を「保育士登録者である」に、「登録を受けた」を「保育士登録者である」に改め、同表を別表第6とし、同表の前に次の5表を加える。

別表第1（第4条関係）

区分	分	員数
1 満4歳以上の園児		左欄に掲げる園児おおむね30人につき1人

2	満3歳以上満4歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね20人につき1人
3	満1歳以上満3歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね6人につき1人
4	満1歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね3人につき1人

別表第2（第4条関係）

区分	員数
1 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する小学校就学前子ども（以下「第1号子ども」という。）のうち満4歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね20人につき1人
2 第1号子どものうち満4歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね30人につき1人
3 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する小学校就学前子ども（以下「第2号子ども」という。）のうち満4歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね15人につき1人
4 第2号子どものうち満4歳以上満5歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね20人につき1人
5 第2号子どものうち満5歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね25人につき1人
6 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する小学校就学前子ども（以下「第3号子ども」という。）のうち満1歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね3人につき1人
7 第3号子どものうち満1歳以上満2歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね5人につき1人
8 第3号子どものうち満2歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね6人につき1人

別表第3（第7条関係）

幼稚園型認定こども園等が有する学級数	面	積
--------------------	---	---

1	180平方メートル
2 以 上	100平方メートルに当該幼稚園型認定こども園等が有する学級数から2を減じた数を乗じた面積に320平方メートルを加えた面積

別表第4（第7条関係）

幼稚園型認定こども園等が有する学級数	面積
2 以 下	30平方メートルに当該幼稚園型認定こども園等が有する学級数から1を減じた数を乗じた面積に330平方メートルを加えた面積
3 以 上	80平方メートルに当該幼稚園型認定こども園等が有する学級数から3を減じた数を乗じた面積に400平方メートルを加えた面積

別表第5（第7条関係）

階	区分	設備	備
	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段	
2 階	避 難 用	1 基準令第123条第1項各号又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段（以下「基準令上の屋内階段」という。）（同条第1項の屋内階段にあっては、建築物の1階から2階までの部分の構造が、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものに限る。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段	
3 階	常 用	1 基準令上の屋内階段	

		2 屋外階段
	避 難 用	<p>1 基準令上の屋内階段（基準令第123条第1項の屋内階段にあっては、建築物の1階から3階までの部分の構造が、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものに限る。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
	常 用	<p>1 基準令上の屋内階段</p> <p>2 基準令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段（以下「基準令上の屋外階段」という。）</p>
4 階 以 上	避 難 用	<p>1 基準令上の屋内階段（基準令第123条第1項の屋内階段にあっては、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分の構造が、屋内と階段室とがバルコニー又は付室（当該階段室の構造が同条第3項第2号に規定する構造方法を用いるものである場合を除き、当該構造方法を用いる構造を有する付室に限る。）を通じて連絡し、かつ、同項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものに限る。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 基準令上の屋外階段</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(幼稚園型認定こども園等の職員に関する特例)
- この条例による改正後の京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成32年3月31日までの間は、適用しない。この場合において、改正後の条例第4条第2項本文及び第3項本文の規定により改正後の条例第2条第2項第1号に規定する幼稚園型認定こども園等（以下「幼稚園

型認定こども園等」という。)に置くべきこれに通う子ども(以下「園児」という。)の教育及び保育に直接従事する職員(以下「教育保育職員」という。)の数が1人となるときは、当該教育保育職員に加えて、教育保育職員又は市長が指定する研修を修了した者(修了する予定の者を含む。以下「研修修了者」という。)を1人以上置かなければならない。

3 改正後の条例第5条第2項及び第4項本文の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき児童福祉法第18条の18第1項に規定する登録を受けた者は、施行日から平成32年3月31日までの間、研修修了者であつて幼稚園教諭の免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状又は同条第4項に規定する臨時免許状をいう。)又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有するもの(養護教諭の普通免許状を有するものにあっては、主幹養護教諭又は養護教諭であるものを除く。以下「研修修了幼稚園教諭等」という。)をもつてこれに代えることができる。この場合において、研修修了幼稚園教諭等の総数は、改正後の条例第4条第2項及び第3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき教育保育職員の数の3分の1を超えてはならない。

4 改正後の条例第5条第3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき同項各号のいずれかに該当する者は、施行日から平成32年3月31日までの間、研修修了者であつて小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有するもの(養護教諭の普通免許状を有するものにあっては、主幹養護教諭又は養護教諭であるものを除く。以下「研修修了小学校教諭等」という。)をもつてこれに代えることができる。この場合において、研修修了小学校教諭等の総数は、改正後の条例第4条第2項及び第3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき教育保育職員の数の3分の1を超えてはならない。

(幼稚園型認定こども園の施設及び設備の構造に関する特例)

5 改正後の条例第7条第5項の規定は、この条例の施行の際現に設置されている幼稚園の設備を用いて改正後の条例第2条第2項第2号に規定する幼稚園型認定こども園(以下「幼稚園型認定こども園」という。)の認定を受けようとする場合については、適用しない。

(地震に対する安全性の確保に関する経過措置)

6 改正後の条例第14条の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして

国土交通大臣が定める基準に適合していなければならぬこととされた施設のうち、この条例の施行の際本市の区域内に現に存するもの（幼稚園の設置者又は児童福祉法第35条第4項による認可を受けた保育所の設置者が、当該施設と同一の所在地において、当該施設の設備を用いて幼稚園型認定こども園又は改正後の条例第2条第2項第3号に規定する保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合を含み、施行日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。）については、当該基準に係る改正後の条例の規定にかかわらず、当該基準に適合しない限度において、当該規定を適用しない。この場合において、当該施設を管理する者は、当該施設について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）